

○警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成25年8月8日公委規程第4号）

（趣旨）

第1条 この規程は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づいて行った行政処分（以下「処分」という。）を公表する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象となる処分）

第2条 公表の対象となる処分（以下「公表対象処分」という。）は、次の各号に掲げる法律の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）警備業法

ア 第8条の規定による認定の取消し

イ 第48条の規定による指示（当該処分を受けた者が当該処分を受けた日（以下この条において「処分日」という。）前3年以内に同条の規定による指示を受け又は処分日前5年以内に第49条第1項の規定による営業停止命令を受けた場合に限る。）

ウ 第49条第1項の規定による営業停止命令

エ 第49条第2項の規定による営業廃止命令

（2）探偵業法

ア 第14条の規定による指示（当該処分を受けた者が処分日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は処分日前5年以内に第15条第1項の規定による営業停止命令を受けた場合に限る。）

イ 第15条第1項の規定による営業停止命令

ウ 第15条第2項の規定による営業廃止命令

（公表の内容）

第3条 公表の内容は、処分を受けた者（以下「被処分者」という。）に係る次の各号に掲げる事項とする。

（1）警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第5条に規定する認定証の番号又は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書の番号

（2）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地

（3）当該処分に係る営業所等の名称及び所在地

- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った公安委員会  
(公表の方法)

第4条 生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、奈良県公安委員会が公表対象処分を行ったときは、警備業・探偵業行政処分票（別記様式以下「行政処分票」という。）を作成するものとする。

2 生活安全企画課長は、行政処分票を作成したときは、当該行政処分票を警察本部の警察情報公開窓口に加え付けるとともに、奈良県警察ホームページに掲載することにより公表するものとする。

（他の都道府県公安委員会への通知等）

第5条 生活安全企画課長は、奈良県公安委員会が営業停止命令（第2条第1号ウ又は同条第2号イに規定するものをいう。次項において同じ。）を行った場合において、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（次項において「管轄公安委員会」という。）が他の都道府県公安委員会であるときは、当該管轄公安委員会に対し、行政処分票の写しを送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、管轄公安委員会が奈良県公安委員会であるときは、当該営業停止命令を行った都道府県公安委員会からの通知に基づき行政処分票を作成した上で、前条第2項に定める方法により公表するものとする。

（公表の期間）

第6条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この規程は、平成25年8月8日から施行する。

別記様式

警備業・探偵業行政処分票

被 処 分 者	認定証・探偵業届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由 根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、  
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従事者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。